

令和3年度 保育料徴収額表

(単位:円)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		3歳未満児	
		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯	0	0
B	8月以前については前年度分、9月以降については当該年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	非課税世帯	0
C		均等割のみの世帯	11,000 【0】
D1	市町村民税課税世帯であって、8月以前については前年度分、9月以降については当該年度分の所得割の額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	12,000 【0】
D2		48,600円以上 68,300円未満	18,000 【0】
D3		68,300円以上 82,700円未満	22,800 【0】
D4		82,700円以上 97,000円未満	24,800 【0】
D5		97,000円以上 114,100円未満	31,000 【0】
D6		114,100円以上 131,200円未満	34,000 【0】
D7		131,200円以上 148,300円未満	37,000 【0】
D8		148,300円以上 169,000円未満	40,000 【0】
D9		169,000円以上 188,000円未満	45,000 【22,500】
D10		188,000円以上 207,100円未満	48,000 【24,000】
D11		207,100円以上 254,000円未満	51,000 【25,500】
D12		254,000円以上 301,000円未満	54,000 【27,000】
D13		301,000円以上 333,000円未満	61,000 【30,500】
D14		333,000円以上 365,000円未満	65,000 【32,500】
D15		365,000円以上 397,000円未満	69,000 【34,500】
D16		397,000円以上	80,000 【40,000】

備 考

【 】内の金額は第2子の保育料です。

- ① 令和3年4月1日現在の年齢で3歳未満の児童(0歳児～2歳児クラス)における保育料です。
- ② 市町村民税額は世帯合算の金額です。
- ③ 政令指定都市において新税率(8%)により算出された所得割額については、旧税率(6%)で算出した所得割額で階層を決定します。
- ④ 世帯年収約640万円未満の世帯は、年齢制限がなく生計が同一の兄・姉から順に第1子と数え、第2子以降の保育料が無償となります。
- ⑤ 世帯年収約640万円以上の世帯については、就学前で保育所、幼稚園、認定こども園及びその他指定の施設等を利用している子どもの中で最も年齢の高い子どもから第1子と数え、第2子の保育料は半額、第3子以降については無償となります。
- ⑥ 世帯年収約360万円未満のひとり親世帯または世帯の中に身体障害者手帳等の交付を受けている場合は保育料が無償となります。
- ⑦ 保育料のほかに、施設によって実費を徴収する場合があります。

※ 世帯年収約640万円の市町村民税所得割額は169,000円です。

※ 世帯年収約360万円未満の市町村民税所得割額は、ひとり親世帯等の場合は77,101円未満、その他の世帯は57,700円未満です。